

第十五章 質問

第一節 文書質問

三八〇 質問主意書を提出するには、提出者が署名又は記名押印した提出文を添付する

議員が質問主意書を提出するときは、主意書に提出者が署名又は記名押印した「右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する」との提出文を添付する。

参照 三八三号

三八一 議院の品位を傷つけると認められる質問主意書については、議長は、これを承認しない

質問は、内閣に対して質問するのを不相当とする事項を除き、国政全般にわたってこれを行うことが

できるが、議院の品位を傷つけると認められる質問主意書については、議長は、これを承認しない。その例は次のとおりである。

第六回国会 昭和二十四年十月二十六日小川友三君から一流新聞記者に関する質問主意書が提出されたが、同年十一月十一日議長松平恒雄君は、議院の品位を傷つけるものと認めこれを承認しなかつた。

その他同例がある。

参照 四五一号

三八二 単に資料を求めることを目的とする質問主意書は、受理しない

内閣に対し資料を求めることは質問ではなく、また、内閣に対する資料の要求は議院又は委員会の議決によることを要するので、単に資料を求めることを目的とする質問主意書は、受理しない。

三三三 質問主意書は、議長の承認を待って内閣に転送し、参議院情報ネットワークシステムに掲載することにより各議員に提供する

質問主意書が提出されたときは、議長の承認を待って一定の様式により内閣に転送するとともに、参議院情報ネットワークシステム（イントラネット）に掲載することにより各議員に提供する。

（注）質問主意書は、印刷して各議員に配付していたが、議院運営委員会理事会におけるペーパーレス化の協議を踏まえ、第九十八回国会において本院規則の改正（令和元年六月二十六日議決）が行われ、同年八月一日に召集された第九十九回国会から電磁的記録の提供その他の適当な方法により各議員に提供することとなった。

参照 三八〇号、三八六号、三九一号

三八四 国会の休会中に質問主意書が提出され、これを内閣に転送した例

第一回国会 昭和二十二年九月一日から同月十四日までの国会の休会中、同月二日北條秀一君から住宅問題についての質問主意書が提出され、同月六日これを内閣に転送し、同月十二日内閣から答弁書を受領した。

参照 二九号、一六九号、四〇七号

三八五 質問主意書について七日以内に答弁できないときは、内閣はその期間内にその理由及び答弁をすることができる期限を明示する

内閣が質問主意書を受け取ったときは、その日から七日以内に答弁しなければならない。この期間内に答弁できないときは、内閣は、その理由及び答弁をすることができる期限を明示することを要する。この場合、その旨の通知書が提出される。その例は次のとおりである。

第七十一回国会 昭和四十八年九月二十七日（会期終了日）藤原房雄君から畜産経営危機の緊急対策に関する質問主意書が提出され、同日これを内閣に転送したが、同年十月二日内閣から、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、同月十一日までに答弁する旨の通知書を受領し、同月九日答弁書を受領した。
その他同例がある。

三八六 内閣の答弁書は、参議院情報ネットワークシステムに掲載することにより各議員に提供する

内閣の答弁書は、参議院情報ネットワークシステム（イントラネット）に掲載することにより各議員に提供する。

（注）内閣の答弁書は、印刷して各議員に配付していたが、議院運営委員会理事会におけるペーパーレス化の協議を踏まえ、第九十八回国会において本院規則の改正（令和元年六月二十六日議決）が行われ、同年八月一日に召集された第九十九回国会から電磁的記録の提供その他の適当な方法により各議員に提供することとなった。

参照 三八三号、三九一号

第二節 緊急質問

三八七 緊急質問の申出があつたときは、議長は、まずその取扱
いについて議院運営委員会に諮るのを例とする

質問が緊急を要するときは、議院の議決により口頭で質問することができる。緊急質問をしようとする議員は、あらかじめ文書により議長に申し出る。この場合、議長は、まずその取扱いについて議院運営委員会に諮るのを例とする。

(注) 第十三回国会昭和二十七年三月二十日の議院運営委員会において、次の決定があつた。

緊急質問の取扱いに関する件

緊急質問を権威あらしめるように努めることとし、その取扱いについては、緊急性及び国務大臣の委員会への出席励行を前提として、左の基準による。

1 緊急質問は、議院運営委員会において、緊急性ありと認めた場合にこれを行う。

2 緊急質問をなるべく委員会における質疑に代えるよう、委員会の活用に努める。

3 委員会に付託された議案に関する緊急質問は、これを行わない。

4 同様の内容を持つ緊急質問は重複を避ける。

議院運営委員会において、緊急質問の取扱いについて意見が一致しない場合には、一旦各派において検討の上、あらためてきめる。

参照 二二二号、二五八号

三三八 緊急質問を行うことにつき議院運営委員会の決定があつ

たときは、議長からこれを議院に諮るのを例とする

緊急質問を行うことにつき議院運営委員会において異議がないと決定したときは、議長からこれを議院に諮るのを例とする。緊急質問を行うことに決したときは、議長は、直ちに質問者の発言を許可する。

参照 二〇八号

三九〇 緊急質問の発言時間は、議院運営委員会において協定する

緊急質問の発言時間は、議院運営委員会において十五分以内で協定するのを例とする。なお、議長はこの時間内で発言を許可するが、その協定時間については会議において宣告しないのを例とする。

参照 二二六号、二五九号

三九〇 緊急質問の発言は、三回までとするのを例とする

緊急質問に対する国務大臣等の答弁に対し、質問者は協定時間内で重ねて質問することができるが、その発言は、最初の質問を含め三回までとするのを例とする。

参照 三二一号